各部局等の長 殿 本部事務機構各部(室・センター)の長 殿

> 理事·副学長(企画戦略総括担当) 理事·副学長(教育·学生支援担当) 理事(人事労務·環境安全·施設担当)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置づけの変更等に伴う本学の対応について(通知)

標記のことについて、政府方針により、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「季節性インフルエンザ」と同じ5類感染症に位置づけられることとなりました。このことに伴い、これまで政府の講じてきた新型コロナウイルス感染症関連の各種政策・措置について見直しがされており、マスク着用の考え方の見直しが3月13日から適用され、学校(大学を含む)におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用されることとなっています。

これらを踏まえ、下記のとおり本学の対応についてお知らせしますので、各部局等の構成員に周知願います。

記

1. 変更点

(1).マスクの着用について

4月1日以降の新学期におけるマスク着用について、大学の教育・研究活動の実施に当たっては、基本的にマスク着用を推奨している現在の取扱いを以下のとおり改める。

- ○マスクの着用については<u>個人の主体的な選択を尊重し、その着用は個人の判断に委ねることを基</u>本とすること。
- ○本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにすること。
- ○但し、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を求めることがあり得ること。
- ○高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため等、マスク着用が効果的な下記の場面では、 マスクの着用を推奨すること。
 - •医療機関受診時
 - ・高齢者等重症イリスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※)に乗車する時(当面の取扱)
 - ※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。
- ○その他、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く場合は、 感染から自身を守るための対策としてマスクの着用を推奨すること。

○症状がある場合等の対応

症状(発熱、咳、息苦しさ、倦怠感など)がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(2). 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針(BCP)

現在の行動指針(BCP)は、4月1日からBCPレベルのとする。

(3). 有症状者・陽性者等への対応

<陽性者>

5月7日までは行政の方針及び新型コロナウイルス感染症対策(体調不良者対応等)フロー図に従う。 5月8日以降の対応については、今後示される行政の方針を踏まえ、学内の対応を周知予定である。

<新型コロナウイルス感染症対策(体調不良者対応等)フロー図>

5月7日までは、同フロー図に従い、体調不良者は登校または出勤を控え自宅で健康観察をすること。5月8日以降に体調不良となった場合は自主的な対応に移行することとし、復帰の目安などについては、別途周知予定である。

<新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応ガイド>

4月1日以降は廃止するが、体調不良になった場合の復帰の目安など、今後 Q&A(改訂版)を周知 予定である。

(4). 濃厚接触者の特定・管理

4月1日以降のマスク着用の見直しに伴い、濃厚接触者の特定及び管理は終了する。同居者が陽性となった場合の取扱いについては、引き続き行政の対応に従う。5月8日以降は、今後示される行政の方針に合わせて対応する。

(5). 発生動向(陽性者報告)

4月1日以降、上記(4)と併せて、終了する。但し、課外活動に関しては、同時期に複数名の感染が発生した場合は報告するよう、別途、学生団体に案内する予定である。

(6). 基本的な感染対策

マスク着用の考え方の見直し後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「換気」、「人と人との距離」、「3 密の回避」、「手洗い、手指消毒等」を推奨する。

2. その他参考

○新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について (令和5年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

【令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定】

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

○マスク着用の考え方の見直し等について

(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について(周知)(令和5年2月10日付文部科学省事務連絡)

 $https://\underline{www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf}$

<添付資料>

- ○感染症法の改正の政府方針等について
- ○新型コロナウイルス感染症対策(体調不良者対応等)フロー図(令和5年4月1日改訂版) ※令和5年4月1日~5月7日適用
- ○Q&A(マスク・陽性者報告・濃厚接触者等)

【問い合わせ先】

○行動指針(BCP)に関すること 総務企画部総務課

gen-som@grp.tohoku.ac.jp

- ○感染対策に関すること 人事企画部人事労務課安全衛生管理係 anzen@grp.tohoku.ac.jp
- ○各種ガイドライン等各担当部署にお問い合わせください。